

29第10号陳情 「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項の見直しを求める陳情

受理年月日 平成29年11月28日

陳情者 東大和市桜が丘1-1449-9-325
榎本 清 ほか18名
(追加) ほか4名 (平成29年11月29日受理)

付託する委員会 総務委員会

陳情趣旨

東大和市民への行政サービスの向上のため、嘱託員（特別職非常勤）が、専門的な知識や経験を生かせる適切な毎年度の能力実証により次年度への更新がなされるよう、「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項を見直していただきますようお願いいたします。

陳情理由

東大和市（以下「市」と記します。）は、行政サービスの一翼として、専門的な知識や経験を必要とする職に地方公務員法第3条第3項第3号を根拠として嘱託員の職を設置しています。現在、心理相談員を初めとして39職種が定められており、2016年4月1日時点の総務省調査で155名の嘱託員（調査対象週労働時間19時間25分以上の者）が在籍しています。同時点で嘱託員・臨時職員・一般職正規職員の合計が910名となり、全体の職員の約17%を嘱託員が占めております。

嘱託員の委嘱期間は、市が「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」（以下「要綱」と記します。）により、行政の裁量で、原則1年として6回に限り更新することができるように定めています。これによると、嘱託員は7年をもって「任期満了」になる上限設定がなされています。

要綱第1条の目的には、「市行政の効率的な運営に資すること」とうたわれ、第2条第2項には、嘱託員に該当する職の5つの定義がなされています。その職名は、要綱より上位の定めである「東大和市嘱託員等の報酬に関する規則」第2条の別表で列記されています。

要綱にある嘱託員が該当する職の5つ定義は、知識及び経験の蓄積によりその技能

が発揮できる職であり、その技能形成に一定の期間を有する職でもあります。しかも、少子高齢化による労働力不足が問われる中で人材の確保が必要な時代背景もあります。

「市行政の効率的な運営に資すること」が目的であれば、専門的な知識や経験を判断する適切な毎年度の能力実証により、行政が任意に定めた制限によることなく、次年度への更新がなされることの方が極めて合理的であります。

現在の市は、能力実証の仕組みの一つとして「東大和市職員の人事評価に関する要綱」により、地方公務員法第6条第1項に規定する「人事評価」を常勤の一般職員と短時間再任用職員を対象に行っています。嘱託員は、地方公務員法の適用除外であるとはいえ、その制度に既に守秘義務等かなりの部分を地方公務員法から準用しています。嘱託員にも、専門的な知識や経験に見合った能力実証のための「人事評価」等の手法により機械的な制限設定がない更新がなされますよう求めます。

なお、一部に再度の公募試験の受験が能力実証になるとの見解がありますが、新規採用時に課す選考試験としての論文試験（課題式）と面接試験の要素と、「人事評価による職場での職に見合った「評価要素」と「個人目標達成基準」とは全く質的に異なることを付言させていただきます。

多摩26市の更新回数制限に関する動向については、平成22年4月1日時点での消費生活相談員に限定された調査データではありますが、更新回数制限なしの自治体が18市、更新回数制限ありの自治体が8市、更新回数制限がないものの定年年齢を設けている自治体が5市、更新回数制限と定年年齢がともにある自治体は3市となっております。羽村市のようにこの調査データ以前に更新回数制限をなくした自治体や武蔵村山市のように今後更新制限回数を適用しない予定の自治体も見受けられます。

東大和市において、嘱託員の専門的な知識や経験がきめ細かい市民サービスの向上に活かされるために、人材確保の観点も含めて、速やかに「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」にある6回更新上限規定の見直しと毎年度の適切な能力実証方法の確立を求めます。